



筑紫女学園大学リポジト

寧波の錢荘と1935年の金融恐慌

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2015-05-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 秦, 惟人, HATA, Korehito メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/402

寧波の錢莊と1935年の金融恐慌

秦 惟 人

Native Banks in Ningbo and the Financial Depression in 1935

Korehito HATA

1 寧波の錢莊

伝統中国の金融システムは山西票号によって代表される北幫と、錢莊が代表する南幫に分かれていた。寧波は南方の金融商業の中心地であり、錢莊の前身は宋代まで遡る。当時、金融機関として錢舗や兌房という両替商があり、市舶司が置かれて日本や高麗との貿易を独占していた寧波（明州）の商業を支えていた。明中期以後、海外貿易によって銀元が流入すると、銀元と銀両の兌換の両替が必要となり、兌換から預金や融資の業務をも行う金融機関として錢莊が生まれた。18世紀半ば以後が錢莊の興隆期であり、同世紀末には寧波商人の上海への移住が始まった。上海は寧波よりヒンターランドが広く、特に開港後は急速に発展したので、寧波人で上海に錢莊を開くものが増え、1880年代には全国の錢莊業の中心は寧波から上海に移った¹⁾。しかし上海の錢莊も、寧波人や隣接する紹興府の余姚県（現在は寧波市）出身者が開いたものが多かったから、上海錢莊の原型として、数は減らしたものの、寧波の錢莊は引き続き地域経済の中心をになった。

寧波城内では錢莊は江夏に集中して営業するようになり、1770～88年に3度の火災にあった後には、この一帯にはさらに錢莊がふえて、錢行街という通りもできた²⁾。【図1】は往時の錢行街の写真である。寧波で早くから錢莊が発達したのは、商業とともに航運業が発達していたからである。著名な小港李家、慈溪董家は沙船業からおこったものであり、栢墅方方家や鎮海葉家はみな商家から錢莊を起こしたものである³⁾。1861年から翌年にかけて、太平天国が寧波を占領したが、1864年には地元の郷紳陳政鎰らが中心となって、錢莊の再建にあたり、この年には36家、翌年には43家の錢莊が営業していた。

寧波の錢莊には上海と同じく、大同行と小同行の別があった。だいたい資本金6万元以上が大同行、それ以下が小同行とされている⁴⁾。1920年に至って、『申報』に掲載された寧波の錢莊数



図1 寧波江厦の銭行街 出典： 寧波金融志 口絵写真

は56家、総資本額は106.3万元、うち大同行は29家、小同行は27家となっていた。同年の調査による資本金別の銭荘の一覧表が【表1】である。1926年に新築された銭業会館の落成碑には大同行28家、小同行34家、合計62家の銭荘名が刻まれており、5年前と比較すれば、大同行は1家増加したかわりに1家が停業、1家が小同行となり、小同行はこれを含めて10家が増えている⁵⁾。民国20年の鄞県政府統計特刊には160家の銭荘が登載され、 民国鄞県通志 にも記載されているが、うち41家が大同行である。小同行は28家で、その下に現兌銭荘があった。資本総額は3,866,1000元で、うち大同行の資本総額は2,577,500元となっている⁶⁾。

銭荘の業務は、上海の銭荘とだいたい同じで、近代的銀行とも類似している。業務内容は、大

表1 1920 (民国9) 年における資本金別銭荘一覧

資本金分類		銭 荘 名									
大同行	5万元以上	巨康									
	4.5万元以上	慎康									
	4万元以上	元亨									
	3.5万元以上	恒孚	裕源	瑞余							
	3.5万元以下	晋恒	敦裕	瑞康							
	3万元以下	元益	成豊	保慎	衍源	益康	泰源	泰涵	泰巽	景源	鼎恒
2.5万元以下	豊源	資大	淮源	鼎豊	余豊						
1.5万元以下	永源	泰深	恒升	慎豊							
小同行	1.5万元	升泰	豊和	泰生	源源						
	1万元	大生	安泰	恒大	宝源	宝成	信源	資新			
	0.9万元	元大	永豊	通泰							
	0.7万元	仁和	恒祐	彝生							
	0.6万元	恒康	恒春	惠余	慎祥	慎余					
	0.5万元	宝和	通源	聚元	聚康	成祐					

出典： 寧波金融志 頁124

きく預金・貸付・為替に分かれる。預金には、浮存すなわち当座預金と、長存があり、長存は普通預金と定期預金に分かれる。当座預金の利息は「日拆」を基礎に変動する。

「日拆」は上海の「銀拆」に該当し、1千元につき1日の利息のことであるが、これは寧波の大同行が協議して定めることになっており、小同行は決定に参加できない。その変動は、常に上海の金融界の影響を受けていた。寧波人の預金の特徴としては、たとえ巨額の余裕がある場合でも、一つの錢莊に預けることはなく、いくつもの錢莊に分けて口座を開くことである。したがって預金額は多くても一人につき数千円であるが、全体の預金額は、ひとつの錢莊あたり百万円にもなる。寧波全体の大同行の総預金額は、1935年の金融恐慌直前には4000～5000万円に達し、銀行の預金額の10倍に近かった⁷⁾。

融資は信用貸付と抵当融資に分かれる。寧波商人の活動は古くから信用を第一とし、寧波は「信用の波止場」と称されていたくらいで、信用貸付が絶対的地位を占め、1935年の金融恐慌直前でも、抵当融資の割合は20%前後であった。貸付には長期と短期があるが、長期といえども6ヶ月を1期とし、3月と9月のおわりに清算することになっていた⁸⁾。

短期のものには、「進籠鶏」と呼ばれるものがあって、12月20日に貸付け、1月20日または2月20日、3月20日に返すもので、金利はずっと高かった⁹⁾。

為替について寧波で特筆すべきは、寧波が信局（旧式郵便）発祥の地であったことで、為替送金は非常に発達していた。その基準通貨は上海との密接な関連から上海規元（九八規元）を使用しており、寧波の金融市場では毎日規元の売買がおこなわれていた¹⁰⁾。寧波錢莊が発行する手形で最も流通したのは本票と上票で、上海の莊票と同様である。また保証手形にあたる照票も上海と同様に行われていた¹¹⁾。

寧波錢莊は無限責任制の合股形式をとる点でも上海と同様であるが、その会計組織は上海とは異なっている点もある。有本氏の研究によって寧波錢莊の組織を概観すると、次のようになる。



図2 寧波錢莊の帳簿 出典：寧波金融志 口絵写真

(一) 太上皇。これは名目上の支配人で、功労者としての称号である。(二) 経手。銭荘の最高機関であって、仔細なことに關しては専決権を持っている。(三) 副手。経手の補佐役であって、経手が対外交渉にあたっている時は、銭荘内の事務を掌握する。(四) 三肩。これは名義上の職員で、実務はない。三肩になるのは、銭荘の創立者や功労者や大株主の親族などである。(五) 内帳房及び外帳房。内帳房は帳簿を管理し、損得を計算する。外帳房はより権限が小さく、日常の帳簿を作成する。(六) 信房。上海のものと同様で、書類や商業書簡を司っている。(七) 放帳及び跑街。銭荘の貸付・借入を行う。銀行の営業主任または貸付係にあたる。(八) 長頭。銭荘における最も重要な係であって、規元及び為替を取扱う。特に面倒なのは中国国内の複雑きわまる為替の計算を行うことである。(九) 銀房。現金の保管を司る。(十) 学徒。丁稚奉公で、はじめは下働きのみだが、数ヶ月乃至一年で、過帳簿を持参して各銭荘に使い走りに出る。さらに数ヶ月乃至一年で、計算事務を教えてもらえる。このように学徒には三段階の修行が要る。(十一) 棧司。他の商店の棧司より責任が重い。銀銭の出入及び運搬に責任を負っており、この役職に就くには保証人が必要である¹²⁾。

2 寧波銭荘の過帳制度

寧波の銭荘の最大の特徴は、過帳制度を持っていることである。過帳とは一種の帳簿貨幣のことである。金銭の授受に際して、現金を用いることなく、金融機関の口座の上で支払い側から受取り側へ該当する金額を移し変えるもので、営口の過炉銀などに類似のものがある¹³⁾。寧波でも決済に現金を用いず、過帳簿などを利用していたので、寧波は「過帳の波止場」と呼ばれていた¹⁴⁾。その制度がいつ始まったか、いくつかのことが言われている。

寧波銭荘会館の碑記によれば、咸豊末年、雲南からの銅輸送路が遮られ、東南は銭荒に悩んだが、寧波が最も甚だしかった。市中に流通する銭は大幅に減少し、民生は毎日苦しめられ、乱をはかるものもあった。その善後のために銭荘の若干の家が互いに協力して、商人との間の銀銭の出入には、帳簿に出納を記入し、ある銭荘から別の銭荘への出納も各項目を集めて記入するよう決めた。そして翌日、各銭荘から互いに一紙を出し、おたがいに計算して清算した。この方法が出来て数ヶ月で、市場の交易では遂に現金の授受をしなくなったという¹⁵⁾。太平天国の活動が始まると、雲南との通路が遮断され、銭荒が発生したこと、また、このことを背景に、後述のように寧波で史致芬の指導する漁民の米騒動と打ちこわし¹⁶⁾が起こり、收拾策のために過帳制度を始めたというのである。また寧波の鄞県の人張恕の「徳恵社碑」には、咸豊2(1852)年、段光清が知県になった時、地丁銀1両を寧波の過帳銭2,600文に換算し、秋米1石を寧波の過帳銭4,600文に換算するなどと布告したとある¹⁷⁾。段光清自身も、咸豊8(1858)年に、「各業の商人が銭荘から金を借り、利子を払うのに、ただ帳簿に記入するだけで、必ずしも銀銭を受け渡さない。民間の日用も、銭荘の発行する小額の銭票を使用し、銭を使用するのに比べれば、かえって便利である」「故に寧波の商人は口頭の約束だけで、必ずしも本銭を用いず、客から商品を買うにも、

ただ錢莊の過帳を用い、銀洋一万元から数万元十数万年元を論ぜず、錢莊はただ銀洋を客人の名義の下に記入し、必ずしも銀洋をやり取りすることはない。」と述べている¹⁸⁾。それ以前のアヘン戦争の時に、イギリスが寧波を占領した際、イギリスが銀を略奪し、南京条約後の開港の時には銀がなかったので、陳政鑰の主導で過帳の便法を取ったから、過帳制度の始まりは1843年から44年だと言う説もある¹⁹⁾。

過帳制度を利用するものは、錢莊と取引がなければならぬが、それは大同行でも小同行でもよい。ただし、過帳制度があるのは大同行のみであるから、小同行は間接的に大同行を経由して過帳を行う。過帳は毎年初めに（有本氏によれば正月28日）取引錢莊から受取り、それぞれ代理人となっている錢莊間の帳簿上に収支を記入し、貸借を決済する²⁰⁾。なお、寧波には上海のような匯副總會や票拋交換所のようなものはなかったから、錢莊相互間の貸借の清算は、当番の錢莊（司日錢莊又は値日錢莊と称していた）が行っていた。その司日錢莊における仕事は、ちょうど手形交換所の如きことをやっていたのである²¹⁾。過帳の方法は単なる口座の移し変えから、複雑なものになっていった。それらの方法をいくつか見ていくと、次のようになる。

帳簿過帳。これは最も普通の過帳で、商店は多くこれを用いて煩雑な取引をおこない、個人間でもまたこれを用いていた。錢莊は毎年開業時に口座人に過帳簿を送り、口座人は過帳を実行する。たとえば甲商店が乙商店に代金1000元を送る場合、甲商店が丙錢莊に口座を持ち、乙商店が丁錢莊に口座を持っているとすれば、甲商店は過帳簿に何月何日に丁錢莊に1000元を送ると書いて丙錢莊に送る。同時に乙商店は過帳簿上に何月何日に丙錢莊から1000元を受け取ると書いて丁錢莊に送る。丙丁両錢莊は甲乙両商店から過帳簿を受け取ったあと、夕刻にその出入額と口座人名を明らかにし、丁錢莊は翌朝丙錢莊にその金額を報告し、誤りがなければ甲乙両店の取引は終了する。

経摺過帳。これは多く個人の預金で用いる。「摺」という折紙用紙の内側には口座人の記号と錢莊の証明印が押してあって、両者だけが知っており遺失に備えている。その過帳の方法は、たとえば甲が丙錢莊の口座を持っていて、乙に100元を送ろうとした時、乙が丁錢莊に入金しようとしていれば、甲は「摺」を丙錢莊に出して丁錢莊に100元を振り出すよう告げる。丙錢莊は通知をうけた後、丁錢莊に100元を収めると記録して甲の100元を付し、同時に甲の経摺に収めた月日と金額を記す。こうして手続きは終わる。

信札過帳。これは各郷鎮で前二者が使えない場合に用いる。たとえば鎮海の甲商店が丙錢莊と取引があり、寧波の乙商店に若干元を送る場合、手紙で丙錢莊に通知することができる。手紙が本物と確認されれば返事を出す。また、鎮海の甲商店が奉化の乙商店に若干元を送ろうとする時、乙商店が丁錢莊と取引があれば、甲商店は丙錢莊に対して丁錢莊に若干元を送り乙商店に入れるよう通知することができる。丁錢莊は過帳のあと丙錢莊に手紙で通知する。これで手続きが終わる。

莊票過帳。莊票は俗称上票とも言い、その用途や方法は信札過帳と同じである。ただし、送金するだけで、受取はできなかった。だから信札過帳を用いる者は莊票がなくてもよいが、莊票

過帳を用いる者必ず信札（手紙）が必要である。錢莊は開業の時、各地の口座人に莊票を配った。票は三連単になっており、中央は錢莊が保存した。口座人の分の票は支払いに充てることができたが、額面は5元以上となっていた。この票は過帳に使えるだけで、現金に換えるには票面の期日から10日ないし15日を要した。

蓋印過帳。錢莊の当日の過帳は夕方処理し、翌朝計算する。つまり当日の過帳は翌日午後4時にならなければ実行されない。もし送金人が即日送り、受取人が即日受け取ろうとするならば、普通の過帳は適用できない。蓋印過帳だけがこれに応ずることができる。たとえば甲が1万元を乙屋に即日送ろうとし、乙屋も即日1万元を受け取ろうとした時、甲は取引のある丙錢莊に即時に送金するよう委託し、乙もまた取引のある丁錢莊に即時受け取ろうと委託すれば、丁錢莊は委託を受けたのち過帳簿に何月何日丙錢莊に1万元を付したと記して丙錢莊に持って行き、丙錢莊は簿上に証明の印鑑を押して手続きは終わる。

同過帳。同過帳とは、ふたつの口座人が同一の錢莊で共同で委託して口座の移し替えをすることをいう。たとえば甲乙兩人が丙錢莊と取引があって甲が乙に10元を送ろうとすれば、丙錢莊にたのんで口座の移し替えをする。もし甲乙が双方とも帳簿を用いていれば、それぞれの帳簿に金額を記して丙錢莊に送る。

遠期過帳。これは送金や収納を期日前に過帳しようとする方法である。これは普通はできないが、決算期前の一か月内に南北行と鹹貨裏行で用いられていた。たとえば12月20日に甲号糖行が乙号糖行に12月25日期限で貸してある1000元を収めようとするれば、先に過帳簿に書くことができる。この方法は最近是用いるものが少ない。

軋字過帳。これは普通の過帳の間に軋の字を註として入れるのでその名がある。今、甲が乙に800元を送ろうとして、別に乙から受け取る700元があり、800元を送っても700元が帰ってこないかもしれないと考えた時、過進と過出簿の両方の簿面に軋の字を書いて必ず700元が受け取れるよう備えるものである。

規銀過帳。これは上海と取引するとき規銀を本位とする場合に用いる。その手続きは普通の過帳と同じであるが、規銀を送ったり受け取ったりする時には、上海の錢莊に代理を託さなければならぬ。寧波では収支の約定をするだけである。だから過帳簿には上海の錢莊の印を押さなければならぬ。民国22年5月以後は（廢兩改元によって）九八規銀が廢止されたので、この過帳はなくなった。これらが過帳の方法である²²⁾。

過帳制度を円滑に行うためにも、寧波錢莊の同業組織も十分発達していた。太平天国後、寧波錢莊が再建された1864（同治3）年以前にも錢莊同業組織の規則である莊規があったが、当時は公会とは言わず、錢業会商処と称して、江厦一帯の中心にあった濱江廟に公所を設け、錢市の交易を行っていた。1864年に錢莊組織が再建されたあと、莊規は何度も改正された。1923（民国12）年に至って、公所が手狭になったことから新しい会館の設立が計画され、1926（民国15）年に寧波錢業会館が落成した。【図3】は新しい会館の写真である。その後1929（民国18）年に公会章程が改正され、会員は大同行に限ることにした。小同行は別に「永久会」を設立した。1931（民

国20)年に第1期の役員改選にあたり、政府当局から、同じ業種に二つの団体を置くことはできないとの指摘をうけて合併を実行し、「鄞県錢業同業公会」と改称して大同行小同行の別なく、鄞県の錢莊はすべて加入できることとした。

1931年、第1期の主席には兪佐宸が選出され、常務委員4名と一般に委員10名も選ばれた。33(民国22)年の第2期は、兪佐宸が寧波商会会長になったのに伴い、毛秀生が主席に選出された。以後、35(民国24)年の第3期には林夢飛、1940(民国29)年の第4期には徐子経が選出されたが、翌年寧波が日本に占領された。占領下でも理事長や理事が任じられた。1945(民国34)年の抗戦勝利後に錢業公会整理委員会が成立し、翌年には復業の批准を受けた18家の錢莊によって戦後第1回の代表大会が開かれ、「鄞県錢莊商業同業公会」と改称した。1949年5月以後は、人民共和国政府が成立していく中で、公私合営がはかられていくことになる²³⁾。



図3 寧波錢業会館
出典：寧波金融志 口絵写真

3 寧波の地域経済と錢莊

錢莊は銀行と同様の業務をこなし、中国南部ないし全国の金融に地位を持っていたが、一方で地域の農漁村の経済とも直接的な関係を持っていた。錢莊と地域経済との関係について、香川峻一郎氏は次のように述べている。

中国における都市と農村間の物資交換は複雑な商品交流網をもって行われる。そして伝統的習慣が至るところに網の目のように張り巡らされているので、商品の流通網もなかなか複雑である。商品流通網の下部機構は農村の商店である。ここで売られているものは日用品や献祭蠟燭、冥錢や綿布等であって、商品の種類はあまり多くない。そして一カ所の商店が四、五カ村の需要を担当して荷車を引いて売っている。そして大抵貸し売りであってその借金の支払いは収穫後に行われる。従って農村の商人はほとんど高利貸しを兼ねている。農村の金融は農村の商店だけでなく、地主や金持ちも同様のことをする。次に、移動代理店とは、都市の商人資本が農村の商人資本の仲介を避けて自分の倉庫を農村に建設し、移動代理店を利用して直接農村との交流をおこなうが、ある程度の専門化が進んでいる。商品交流網の中部機構としては、農村の定期市があり、遠くからの都市商人を誘引している。定期市の市日は祭礼や演劇の興行と結び付いている。また、

卸売り仲買人が存在する。これは都市と農村との物資の交流を専門的に仲介するブローカーであり、かれらは伝統的な慣習によって段階的な層をなしている。たとえば、茶の如きは生産者から輸出業者に達するまでは十人ないし十数人の手を経なければならぬ。商品流通網の上部機構としては、都市に業幫がある。これは同郷関係を基礎とした業種別の同業組合であり、通常一カ所に集合して営業している。またこれと並んで、あるいはその上に取引所が存在する。

ではこの交流網に対して錢莊資本はどんな役割を有しているのか。まず商品流通網の上部機構に対応して中小商工金融があって、農産物の都市流入と都市商品の生産を助長している。中部機構に関しては、仲買人に貸付資金を供給したり都市と農村間の内国為替をつかさどる。下部機構においては都市の大錢莊との関係はあまり無いが、農村の小商店や地主、金持ちが小錢莊を兼営しており、これらは都市の大錢莊に隷属している²⁴⁾。

つまり中国では農村定期市をめぐる行商人や仲買人のネットワークがはりめぐらされており、その各段階に対応して錢莊が金融活動をおこない、都市の大錢莊がこれらを支配していたのである。

寧波の錢莊と地域の農村ないし漁村の経済との関係を知ることができる事件として、先述のように、過帳制度が始まってまもない1858（咸豊8）年の漁民の米騒動と打ちこわしがある。この時漁民が掲げたスローガンは「平米価」（米価引き下げ）とならんで「平貼価」（錢莊による錢票と現金との兌換率の引き上げ）であった²⁵⁾。漁民が魚や烏賊を捕り、商品として出荷するまでの過程に、錢莊が深く関わっていた証拠である。

民国鄞県通史 によれば、漁船が毎日捕った魚はすぐに海面上において売りさばく。俗名は売鮮。こうした魚類の貿易をするものは鮮客あるいは鮮船という。この売買では、風険や盗賊を避けるために現金を用いず、ただ漁船が持つ売鮮摺上に、鮮客が印鑑を押すだけである²⁶⁾。鮮客あるいは鮮船・餉船というのは漁船ではなく、漁船に食料などを供給し、漁船から漁獲物を買取る船で、魚問屋としての魚棧・魚行の代理人である²⁷⁾。このように過帳制度は漁船上でも広く行われていた。また、先述の 鏡湖自撰年譜 にも記されていたように、民間の日用も、錢莊の発行する小額の錢票を使用していた²⁸⁾。現金の流通の代わりに、錢莊の発行する錢票あるいは上票という莊票が流通していたのである。

漁民が魚問屋に漁獲物を売り渡す際に、漁民はその金額を過帳する。一方、魚問屋は漁民に対して行票を発給する。錢莊は漁民側と魚問屋側の過帳をつき合わせて、間違いがなければ行票を現金に兌換する。ところが1858年当時、行票ないし錢票の兌換率つまり「錢貼」は額面の50%減であったといわれる。すなわち、額面1000文の錢票を兌換するのに、400～500文の「錢貼」を要するものとされた。こうして、この時漁民が矛先を向けたのは錢莊であったのである²⁹⁾。東郷の史致芬はかつて人を集めて事をおこしたので広西で軍に充てられたが、太平天国がおこると故郷に逃げ帰り、米価が高いことと錢貼が高いことを訴え、また人を集めて事をおこした。収拾がつかなかったので、当時浙江按察使となっていた段光清が寧波にやってきて弾圧し、史致芬は段に買収されたものによって捕えられた³⁰⁾。

4 民国時代の寧波錢莊と1935年の恐慌

その後20世紀になっても、こうした錢莊と地域農漁村経済の結びつきは維持され、したがって地域社会の商慣習も続いていった。このことを前提に、1935年の金融恐慌について概観したい。民国期の1920年代、上海の錢莊はたびたび金融危機に見舞われたことはすでに考察した³¹⁾。この点では、「寧波の錢莊は、ある程度銀元と切りはなされた帳簿振替制度『過帳制』によって、支払準備の節約に成功していた。商取引は、為替勘定の現金化にはプレミアムをはらう必要があったため、ほぼ振替によって処理されていたという。寧波錢莊は節約した貨幣を上海錢莊などで運用していた」³²⁾。と岡崎氏が指摘するとおり、寧波では商人たちは錢貼の負担をしてまで現金を手にする必要がなかったので錢莊の取り付けさわぎなどはなく、錢莊の閉鎖などで錢莊数に増減はあるものの、大量倒産や連鎖倒産は免れてきた。

しかし、1933（民国22）年になると、各業は不振となり、市場は凋落して、各業種では定業や閉鎖が相次ぎ、錢莊業もまた例外ではなかった³³⁾。この背景には、アメリカの銀買い上げ政策によって銀化が上昇し、銀が流出したことにより、世界恐慌が中国にも波及したことがある。そして1934年6月、アメリカが銀購買法を制定したことが、翌年にかけての上海金融恐慌の引き金となった³⁴⁾。上海の金融恐慌は各地に波及したが、1935年7月30日に漢口の源裕銀号が倒産したことからその株主の錢莊にとりつけ騒ぎがおこり、寧波の錢莊が恐慌に巻き込まれることとなった。各錢莊にある預金は貸付に回されており、すぐに引き出しに応ずることができないので停業するしかなかった³⁵⁾。現金が少ないのは、岡崎氏が指摘するように上海で運用されていたからかもしれない。あいつぐ停業や清理によって、寧波全市の大同行37家ののうち、僅かに3分の2を残すのみとなった。【表2】は、8月3日までに倒産した錢莊の一覧である。

当地の行政長官は、引き出しを制限するとともに、8月2日に寧波商会を通じて錢業代表に緊急会議を開かせ、翌日次の6項目を決議させた。各錢莊の公単（信用手形）は15万円を越えてはならない、引き出しは、各口座ごとに1日100元まで、錢業公会会員は、ある錢莊が準備

表2 8月3日までに倒産した錢莊

日付	大同行	小同行	現兌
7月30日	信源、衍源、永源、泰源	五源	
7月31日	泰生		惠大
8月1日		恒茂、惟康	興源、衍康
8月2日	余豊、景源、彙源、裕源、泰涵	泰巽、元成、承源、保和、豊大、宝興、宝源	同春
8月3日	元康	恒裕	
総計	11家	11家	4家

出典： 錢業月報 15-9 頁4

金不足だと認めれば、調査することができる、寧波の銀行に暫く過帳の預金を停止するよう請求する、中央・中国・交通の3銀行に200万円の救済資金を請求する、すでに停業した錢莊はすぐに復業し、受け入れた過帳は商会に送って審査し、県政府に送って調査する³⁶⁾。

魏友棐の恐慌発生直後の分析によれば、今回の金融恐慌の原因は次の4点があげられる。信用制度が動揺し、過帳も信用がゆらいで資本逃避が起こったこと。現金準備が不足していたこと。寧波の錢莊は極めて発達していたのに商業はそれほどでもないのに、錢莊の吸収した資金は他の都市に送らなければならず、普段はあまり使わない現金の準備は不足していたので、一度に必要な時は停業を余儀なくされる。組織上の欠点。錢莊とその株主には普段点検がないから、株主の信用が動揺すると問題のない錢莊にまで動揺が及ぶ。この点については、張家珂も、無限責任制度のもとで、複数の株主がいくつかの錢莊の株を持ち合っているから、ひとつが揺らげば全体に及ぶ。対処の方法が敏捷でなかったこと。と指摘している³⁷⁾6項目の対策において、たとえば引き出しを100元に限ったことが恐怖心を拡大し、銀行が過帳を受けないことにしたのは、効果が明らかでないうちに資金が寧波から逃げていく傾向のみをもたらした³⁸⁾。8月末に至って、停業した錢莊は大同行が12家、小同行が17家、現兌錢莊が4家の33家に達したが、陳啓廷は原因を次のように分析した。上海・漢口の金融危機の影響。6月に上海で金融危機が発生し、ついで漢口の源裕銀号が倒産して、株主に寧波の関係者がいて預金者の懐疑を招いたこと。信用貸付制度。寧波錢莊が上海に融資した1,600万円が全部は回収できず、郷村への融資も延期が多く、資金が滞る状態になったこと。貸付過多のため、準備金が不足したこと。過帳制度が信用オーバーの弊害をもたらしたこと。預金に保障がなく、一部の株主や経営者の信用が動揺すれば全体に及ぶ。錢莊の力量が分散して団結がないこと。同業間の猜疑により、団結一致の精神が欠乏している。錢莊の資産や負債が外の人には秘密になっているため、一部の変異が全体に及ぶこと。駁帳の弊害。駁帳は寧波独特のことで、過帳が翌日午後4時にならないと実行されないのは、過誤を防止するが、恐怖を拡大する弊害もある³⁹⁾。

普段は結束していた寧波の錢業同業団体も、1933年以来の不況でダメージを受け、1935年の金融恐慌が波及すると、支えきれなかったことがわかる。しかしこの時の寧波金融恐慌は当地の銀行には波及しなかったし、3分の2の錢莊が倒産や停業に至らず、生き残ったことは幸いだともいわれる。上海などの大都市では、廢兩改元や票拋交換所の設立、そして1935年金融恐慌を直接の契機とする幣制改革の断行によって、新式の銀行が錢莊の活動する空間をせばめていった。しかし地域社会の伝統的商習慣である、農産物収穫期の決算や節季払いなどは引き続いて存在し、恐慌の進展にも影響をあたえた。岡崎清宜氏も、上海金融恐慌に至る過程で、アメリカの銀買い上げ政策による銀流出や動産信用とともに、節季払いが三者あいまって「銀行・錢莊にはげしい金詰りをひきおこさせ」、1935年6月の上海金融恐慌の直前の5月には「生糸・茶取引の勃興と三大節季払のひとつ旧曆端午節が近づくにつれ、銀行と錢莊はふたたび莫大な現金需要に直面」して、遂に同月末には銀行の取り付けが発生したと述べている⁴⁰⁾。地域社会の伝統的商習慣は恐慌発生の変因ともなったが、伝統的商習慣に対応する金融機関そのものはなくなることはない。

上海の大錢莊も、その衰退期といわれる国民政府成立以後も活動をつづけていったし、寧波の錢莊は「商品流通網の中部機構、下部機構」により接近していたために、一度恐慌の打撃を受けても復活をとげることができた。1949年以降、公私合営や商業の社会主義化によって錢莊はいったん消滅したかに見えるが、改革開放の現在、いつでも復活できるようになっていると言えよう。

註

- 1) Susan Mann Jones "Finance in Ningpo: The 'Ch'ien Chuang' 1750-1880, W.E. Willmott ed." *Economic Organization in Chinese Society* Stanford University Press, 1972 p.47
- 2) 寧波金融志編纂委員会 寧波金融志 第一巻 中華書局 1995年 頁79。以下、寧波金融志 と略記。
- 3) 王恭敏 "寧波錢莊の起源と発展" 浙江省政協文史資料委員会編 浙江近代金融業和金融家 浙江人民出版社 1992年 頁169
- 4) 民国鄞県通志 食貨志 71b 丁編 商業 (成文出版社影印本 頁2100)
- 5) 寧波金融志 頁82~83
- 6) 民国鄞県通志 食貨志 247a~249b 己編 金融 (成文出版社影印本 頁2451~2456)
- 7) 有本邦造 「寧波における金融制度」 山口高等商業学校 『東亜經濟研究』 15-4 (1931) 30~31ページ
寧波金融志 頁101~102
- 8) 有本邦造 前掲論文 30ページ
- 9) Susan Mann Jones *ibid.* p.64
- 10) 寧波金融志 頁106
- 11) 有本邦造 前掲論文 31ページ
- 12) 有本邦造 前掲論文 28~30ページ
- 13) 倉橋正直 「嘗口の公議会」 『歴史学研究』 481 (1980年6月号) 25~26ページ
- 14) 王恭敏 前掲論文 164ページ
- 15) 民国鄞県通志 食貨志 72b~73a 丁編 商業 (成文出版社影印本 頁2102~2103)
- 16) 浙江省鄞県地方志編纂委員会 鄞県志 下 中華書局 1996年 頁2064
- 17) 註(15)に同じ
- 18) 段光清 鏡湖自撰年譜 中華書局 1960年 (大安影印本 1968年) 頁122
- 19) 王恭敏前掲論文 頁166
- 20) 有本邦造 前掲論文 31ページ
- 21) 有本邦造 「寧波過帳制度の研究」 山口高等商業学校 『東亜經濟研究』 15-1・2 (1931) 117・119ページ
- 22) 民国鄞県通志 食貨志 73b~74b 丁編 商業 (成文出版社影印本 頁2104~2106)
Susan Mann Jones, *ibid.*, pp.60-62
- 23) 寧波金融志 頁138~143
- 24) 香川峻一郎 『錢莊資本論』 実業之日本社 1948年 126~129ページ
- 25) 姫田光義 「中国近代漁業史の一駒」 東洋教育大学東洋史学研究室アジア史研究会中国近代史研究会編 『近代中国農村社会史研究』 1967年 (1973年第2刷 汲古書院) 63ページ
- 26) 民国鄞県通志 食貨志 38ab 乙編 魚塩 (成文出版社影印本 頁2033~2034)
- 27) 姫田光義 前掲論文 86~87ページ
- 28) 註(18)に同じ
- 29) 姫田光義 前掲論文 94ページ

- 30) 前掲 鏡湖自撰年譜 頁123 また註(16)に同じ
- 31) 拙稿「上海の錢莊 南京国民政府成立前後」筑紫女学園大学・短期大学部『人間文化研究所年報』第18号 2007年 173～174ページ
- 32) 岡崎清宜「幣制改革と中国信用機構」『名古屋大学東洋史研究報告』29 2005年 69ページ
- 33) 寧波金融志 頁88
- 34) 1934～35年の上海金融恐慌に関する最近の日本の研究には、城山智子「上海金融恐慌（1934年～1935年）に関する一考察 国際・国内市場連関と市場・政府関係の視角から」『東洋史研究』58-2 1999年 岡崎清宜「国民政府下中国における信用機構の再編 上海金融恐慌と貨幣市場を中心に」『史林』86-4 2003年 などがある
- 35) 魏友棐“寧波的金融風潮” 錢業月報 15-9 頁3
- 36) 同上
- 37) 張家珂“論寧波錢莊的組織” 錢業月報 15-9 頁10～11
- 38) 註(35)に同じ 頁5
- 39) 陳啓廷“寧波之錢業与最近風潮” 錢業月報 15-9 頁18～19
- 40) 岡崎清宜「国民政府下中国における信用機構の再編 上海金融恐慌と貨幣市場を中心に」『史林』86-4 2003年 45 51～52ページ

(はた これひと：アジア文化学科 教授)